

墓じまいを考え始めたら

少子高齢化や転居などで、お墓の管理が難しくなることがあります。いわゆる「墓じまい」は、遺骨を別の場所へ移す「改葬（かいそう）」や墓石撤去、墓地返還などを含む一連の手続きです。まずは基本の流れと注意点を確認しましょう。

図 生活環境課 生活環境係

● 用語の整理

【墓じまい】 お墓をたたむための一連の対応（家族・親族・墓地管理者の合意、改葬、墓石撤去、墓地返還など）の総称です。

【改葬】 遺骨を、今の墓地等から別の墓地等へ移すことです（許可が必要です）。

【墓石撤去】 墓石を撤去し、区画を更地に戻す工事です（費用が発生します）。

● 改葬の流れ

01 家族で話し合う

「誰の遺骨をどこへ改葬するか」や費用のことなどを整理します。

02 受入先を決める

霊園、寺院墓地、納骨堂、合葬墓などから検討します。

03 今のお墓（墓地）の管理者へ相談

必要書類、埋葬の事実の証明、遺骨の取り出し方法、返還条件を確認します。

04 改葬許可を申請する（受入先の使用許可証等が必要）

現在の墓地がある市区町村へ申請します。

05 許可後に遺骨を移す（納骨する）

取り出し（お骨上げ）→ 移送 → 新しい場所で納骨の順で行います。

06 墓石撤去・区画返還

工事後、墓地管理者と共に更地であることを確認して、区画返還等の手続きをします。

● 墓石撤去・返還のポイント

- ☑ 返還条件（更地の範囲、残置物の扱い等）は墓地により異なります。まず管理者へ確認を。
- ☑ 見積りは複数社で比較し、工事範囲（撤去物、運搬、整地等）をそろえて確認しましょう。
- ☑ 遺骨の取り出し日や、供養を行う場合の日程は早めに調整すると安心です。
- ☑ 区画の名義（使用者）が故人の場合、名義変更が必要になることがあります。
- ☑ 寺院墓地では手続きや慣習が異なる場合があるため、早めの相談が大切です。

● 法律のポイント

- ☑ 遺骨を別の墓地等へ移す「改葬」は、改葬許可が必要です。
- ☑ 申請には、現在の墓地管理者の証明や、受入先の使用許可証などが必要です。
- ☑ 手続きの順番を誤ると、進め直しが必要になる場合があります。まずは事前確認を。

● 「墓地経営の廃止」は別の手続きです

墓地そのものを閉じる（墓地の経営を廃止する）場合は、個別の墓じまいとは別に、法令上の手続きが必要です。該当する場合は早めにご相談ください。

自 高峯聖地公園使用者 随時募集中です 図 生活環境課 生活環境係



【一般聖地】

個々に区画された焼骨を埋蔵するための聖地で、大きさは 4㎡、6㎡、8㎡の 3 種類です。

▶ 応募資格

申請者の住所地は市内・市外を問いません。

※市外にお住まいの方は小諸市に住所のある「管理人」を定め、連署して申請していただきます。

【合葬式聖地】

一つのお墓に他のお骨とともに合葬する墓地で、「一定期間個別埋蔵方式」と「共同埋蔵方式」の 2 種類があります。

▶ 応募資格

申請者の住所地は市内・市外を問いません。